平成２８年（フ）第８８号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番13―204号
債務者　吉野　喜良
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
大阪府松原市天美東７丁目７番２－３Ｃ号、前住所大阪府松原市阿保７丁目９番７号
債務者　北野　　尚
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
大阪府松原市上田１丁目３番18―303号、前住所大阪府松原市阿保７丁目９番７号
債務者　北野ますみ
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番２―505号
債務者　井口　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
大阪府河内長野市北青葉台50番５号
債務者　浦田　香奈
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
堺市中区東山566番地１　マンションすばるＢ―101号
債務者　堀川　宮子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福岡県行橋市北泉１丁目15番４号　羽根木第二団地４号
債務者　隈本　征明
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
福岡県京都郡苅田町近衛ヶ丘１番地６（県営住宅１棟205号）
債務者　五反田カメ子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
熊本市北区清水万石１丁目４番１―306号
債務者　髙松　りか
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８６号
熊本市中央区出水１丁目１番10―604号　プレジデント水前寺、前住所熊本市東区保田窪３丁目12番９号
債務者　植野　信治
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
北海道登別市幌別町８丁目14番地　幌別東団地79Ｒ―105
債務者　木目沢朝日
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
静岡県富士宮市星山1017番地の１　ブルーハイツＳ105
債務者　小長井裕司
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３９号
静岡県富士宮市宮原402番地の１ヴィラージュＯＳ206、前住所愛知県名古屋市中区千代田２丁目16番16号　第11オーシャンビル1003号
債務者　河合　琢磨
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２０号
愛知県岡崎市細川町字岩御堂42番地17
債務者　小笠原美代子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
愛知県岡崎市一色町字下川18番地
債務者　光田　信也
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
奈良県生駒市東生駒３丁目398番地187　ハイツ東生駒　205
債務者　北村　美枝
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８１号
香川県高松市国分寺町国分65番地５
債務者　上山　華代
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係